

核燃料物質等届出対象危険物の運搬の届出等の事務取扱いに関する訓令

平成30年3月7日

福井県警察本部訓令第1号

この訓令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条第5項、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条第5項、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第17条第1項及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の27第1項の規定に基づく運搬の届出等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。